

# 社会福祉法人松江市社会福祉協議会職員採用要項

## 1. 松江市社会福祉協議会ではこのような人材を求めています

- ・松江市社会福祉協議会の使命である「誰もが安心して暮らすことができる『福祉でまちづくり』」を地域住民の方やボランティアの方、福祉・保健・医療等の多様な機関と共に推進することを実現するため、共に一緒になって働きたい、成長したいと考える人材
- ・福祉の専門職として、いわば福祉の何でも屋として、松江市福祉行政の最先端活動者として、広い視野から主体的に考え、創造性・改革意欲を持って「断らない社協マン」として活動できる人材
- ・福祉の資格や福祉職場での勤務経験は無いが、昨今の社会情勢などを踏まえ、福祉に対する強い情熱、熱き心を持っている人材

## 2. 採用職種（試験区分）及び職務内容

### 【資格職】

- ①保健師
- ②社会福祉士
- ③介護支援専門員

### 【今後資格取得を目指す者】

- ④福祉に対する強い情熱のある者
  - ⑤福祉に対する熱き心のある者
- （④及び⑤については、採用後 10 年以内には何らかの福祉資格を取得）

## 3. 採用予定人員

若干名

## 4. 受験資格

- ①昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- ②次のいずれかの資格を有する人
  - ・保健師（平成 31 年 3 月 31 日までに資格取得見込みの人を含む。）
  - ・社会福祉士（平成 31 年 3 月 31 日までに資格取得見込みの人を含む。）
  - ・介護支援専門員（但し介護支援専門員としての実務経験のある人に限ります。）
  - ・上記の資格は有していないが、福祉に対する強い情熱がある者
  - ・福祉の勤務経験はないが、福祉に対する熱き心がある者
- ③学歴は問いません。

## 5. 職務内容

松江市社会福祉協議会が行う福祉事業の業務に従事します。

## 6. その他

①採用までに普通自動車免許を取得することを条件とします。

②次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

(1)成年被後見人又は被保佐人、若しくは、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの人

(2)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又は、これに加入した人

## 7. 試験日及び試験方法

①第1次試験

平成30年7月7日及び8日 性格能力検査・面接試験(集団・個別)

②第2次試験

平成30年7月下旬頃 面接試験(役員個別)

## 8. 合格者の採用

合格者は平成31年4月1日に採用します。

## 9. 身分・給与・勤務条件

身分は松江市社会福祉協議会職員とし、給与、勤務条件については松江市社会福祉協議会職員の給与に関する規程及び就業規程に基づきます。